

独立行政法人農業者年金基金中期目標

平成20年2月29日制定

農業従事者の減少・高齢化などによる生産構造のぜい弱化や経済のグローバル化が進展する中、我が国の農業が今後とも健全に発展していくためには、現下のぜい弱な農業の生産構造をそのままにするのではなく、意欲ある担い手の育成などにより農業経営の体質強化を図ることが喫緊の課題となっている。

こうした農業者が、他産業と遜色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持って農業に取り組むことができるようにするためには、現役時代の農業所得の向上を促進するのみならず、引退後の老後生活に安心を持てるよう施策を講じる必要がある。

このため、サラリーマンや公務員に国民年金の上乗せとして厚生年金保険や共済年金が措置されているように、農業者に国民年金の上乗せとして農業者年金を措置し、老後所得を含めた生涯所得の充実により、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保を図ることとしたものである。

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）においては、上記の農業者年金制度の趣旨と目的を踏まえ、国民の期待と信頼に応えるため、被保険者資格の適正な管理、適切な年金給付、年金資産の安全かつ効率的な運用等の農業者年金業務に取り組むとともに、業務受託機関と一体となり制度の普及推進に努め、以下に掲げる中期目標を達成するものとする。

第1 中期目標の期間

基金の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 運営経費の抑制等

(1) 一般管理費（人件費を除く。）について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%抑制する。

なお、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間において、国家公務員に準じた人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。以下同じ。）の削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続

する。

また、事業費（業務委託費）についても、中期目標の期間中に平成19年度比で13%以上抑制する。

- (2) 給与水準については、平成18年度の対国家公務員地域別指数（地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）110.0について、中期目標期間の終了時までには10ポイント低下させる。

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。

- (3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 基金が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況をホームページで公表し、フォローアップを実施する。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

- 2 業務運営の効率化

事務書類の簡素化、電子情報提供システムの利用の促進等により、業務運営を迅速化・効率化する。

- 3 組織運営の合理化

- (1) 中期計画において、農業者年金制度に係る事務量の推移の的確な見直しによる業務の執行方法等の見直しを行うとともに、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に常勤職員数を極力縮減する。

- (2) 北海道連絡事務所及び九州連絡事務所について平成22年度までに廃止する。

- (3) 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を平成20年度初頭に設置し、内部統制機能を強化する。また、講じた措置については積極的に公表する。

- (4) 能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績を一層反映させる。

4 委託業務の効率的・効果的实施

委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、その実施状況を業務受託機関からの事業実績報告書等を確実に入手することにより的確に把握するとともに、実施状況・効果の検証を行い、事業費（業務委託費）を計画的に削減する。

そのため、業務委託費の配分について、平成20年度から、定額割の見直し、加入にインセンティブを与える配分を行うこと等、その配分基準を見直す。

5 業務運営能力の向上等

職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。

6 評価・点検の実施

- (1) 業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。
- (2) 業務受託機関における事務処理についての考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、要件審査等の遂行状況、加入推進活動状況、実績報告書の作成状況等に重点を置き、各都道府県において2年に1回の割合で計画的に実施する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 農業者年金事業

(1) 年金給付業務の適切な執行等

被保険者資格の適正な管理等を行うとともに、支給漏れ等がないよう適切な年金給付を行う。

(2) 手続の迅速化等

農業者年金の被保険者の資格に関する決定、年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定、農業者年金被保険者証及び農業者年金証書の再交付等の事務を迅速に処理するため、各申出等ごとに定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。

3 制度の普及推進及び情報提供の充実

- (1) 広く農業者の方々に政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質を周知する。
- (2) これまでの新規加入者の加入実績等を踏まえ、制度普及活動の経済性・有効性を高める観点から、具体的な戦略プランを作成するなどにより重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な普及活動を実施する。
また、中期計画の定めるところにより、新規加入者の増加に向けた加入推進活動に取り組む。
- (3) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。

第4 財務内容の改善に関する事項

旧制度に基づく融資事業又は農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。
- 2 千葉県柏市に所有する職員宿舎等については、利用率が低調であることを踏まえ、平成20年度乃至平成21年度に売却する。